

# マイナンバーをお忘れなく!

問 仙北市税務課(田沢湖庁舎) ☎43-1117

# 市県民税など の申告は3月16日までです

## 忘れずに申告しましょう

令和8年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センターおよび出張所の窓口に備え付けますので、3月16日(月)までに申告してください。

なお、2月4日(水)から3月16日(月)まで日程表(14~15ページ)のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください(この期間中は、各市民センターおよび各出張所、税務課の窓口では受付を行いませんのでご注意ください)。

## 必要な資料を準備ください

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるもので、必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。

## 次 のいざれかに該当する方は原則市県民税の申告は必要ありません

- ① 税務署へ確定申告書を提出する方  
1か所からの給与収入のみの方で、そのほかに収入がなく、勤務先で年末調整を済ませた方
- ② ただし、年末調整(社会保険料等控除、配偶者・配偶者特別控除、扶養控除、生命保険・地震保険料控除、2年目以降の住宅借入金等特別控除)で調整手続きが完了した控除以外の控除または、控除の修正・追加などの適用を受けようとする方は申告してください。
- ③ 公的年金収入のみの方で、令和7年中の収入が148万円以下の方
- ④ 公的年金収入のみの方で、令和7年中の収入が400万円以下で、年金保険者へ扶養親族等申告書を提出済みであって、配偶者控除または扶養控除以外の申告する控除がない方
- ※ただし、各種控除の適用などを受けようとする方は申告してください。

## 農業や事業を営んでいる方へ

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、申告相談での申告書の作成ができませんので直接税務署に申告してください。

料・受取保険金・譲渡所得(土地、家屋を卖った)などの収入がある方は申告をしなければなりません。

※公的年金等に係る確定申告不要制度  
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、市県民税の申告が必要です(※)注意ください。

## 申告書などの用紙について

各庁舎・各出張所の窓口に1月下旬から備え付けますので、ご利用ください。

市町村民税・県民税(国民健康保険税)

申告書、医療費控除の明細書については仙北市ホームページからダウンロードする事もできます。

申告しないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんので、注意ください。また、非課税年金(障害年金、遺族年金など)受給者についても申告が必要です。

## 収入がまったくない方も申告の必要があります



申告しないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんので、注意ください。また、非課税年金(障害年金、遺族年金など)受給者についても申告が必要です。

## e-Tax ゼヒリ利用ください!

国税庁と市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax(電子申告)」の利用を推進しています。

申告する方の利便性向上、さらには感染症予防対策の観点からも、ぜひご利用ください。



## e-Tax ゼヒリ利用ください!

国税庁と市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax(電子申告)」の利用を推進しています。

申告する方の利便性向上、さらには感染症予防対策の観点からも、ぜひご利用ください。

## ペインイ 01 簡単に作成!



### ペインイ 02 電子で送信!



**申告相談に持参するもの**

**申告が必要な方**

申告しないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんので、注意ください。また、非課税年金(障害年金、遺族年金など)受給者についても申告が必要です。

**申告が必要な方全員のマイナンバーがわかるもの**

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいざれか

**申告する方全員の本人確認・身元確認ができるもの**

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

**収入額などを証明するもの**

給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの  
農業所得を含む事業所得者は、収支計算書および領収書や帳簿類  
その他の所得がある方は、収入額を証明するものと必要な経費がわかるもの

**各種控除の適用を受ける際の証明となるもの**

健康保険料、健康保険税、国民年金保険料、介護保険料の領収書など  
生命保険料、地震保険料などの控除証明書  
▼障害者手帳、学生証などの証明書  
▼福祉事務所で発行する認定書(寝たきりなどによる介護を要する方)  
▼医師などが発行する証明書(おむつなどを使う必要がある方)  
▼寄附金の受領証など

**所得税の還付を受ける場合**

源泉徴収票 原本の提示による確認  
「各種領収書など」の添付が義務付けられています(e-Taxの場合は添付不要ですが、確認のため原本の提示はしていただきます)。  
ない場合は還付が受けられませんので必ず事業所などから交付を受けてから申告相談にお越しください。

**所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。**

**ペインイ 01 簡単に作成!**

自宅でパソコン・スマートフォンを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書や決算書・収支内訳書を作成できます。

①マイナンバーカードのほかに、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用する方法  
②ID・パスワード方式・：税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用す

**ペインイ 02 電子で送信!**

申告内容を電子で送信できるため、記名押印や添付書類の税務署への提出省略(提出が必要な場合もあります)、作業時間短縮、所得税還付金の早期還付など、一連の手続きを格段に早く終えることができます。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



# 令和8年市県民税 申告相談 日程表 ▶ 2月4日㈫～3月16日㈰

① お願い 感染症予防対策として、1日の申告相談受付人数に制限を設け、対象地区ごとに日数・人数を調整しています。  
※制限人数を超えた場合は仙北市の公式LINE【税情報】でお知らせしますので、登録をお願いします。

いますので、できるだけお住まいの地区相談会場で申告をお願いします。

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時							
対象地区							
相談会場							
午前制限人数							
午後制限人数							

お願い

各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご了承ください。また、3月6日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの相談をお願いします。

受付日時	1 実施しません	2 8:45から 11:45まで 西明寺地区全域 西木総合開発センター	3 8:45から 15:30まで 西明寺・中川地区全域	4 8:45から 15:30まで 西明寺・白岩地区全域	5 8:45から 15:30まで 白岩・雲沢地区全域	6 8:45から 15:30まで 雲沢地区全域	7 実施しません
対象地区							
相談会場							
午前制限人数	70人	90人	80人	95人	90人	75人	
午後制限人数	—	60人	70人	80人	75人		
受付日時	8 8:45から 15:30まで	9 8:45から 15:30まで	10 8:45から 15:30まで	11 8:45から 15:30まで	12 8:45から 15:30まで	13 8:45から 15:30まで	14 実施しません
対象地区							
相談会場							
午前制限人数	125人	110人	100人	105人	95人	80人	
午後制限人数	105人	110人	90人	85人	65人	60人	

受付日時	15 実施しません	16 8:45から 15:30まで 角館町内全域 角館交流センター
対象地区		
相談会場		
午前制限人数	70人	50人
午後制限人数	—	

## 申告会場で市税などの 口座振替登録をしませんか？

キャッシュカードがあれば、その場ですぐに登録ができます（キャッシュカードをお持ちでない方も、通帳と通帳届出印があれば手続きできますが、記入後の依頼書は金融機関に届出が必要です）。

- 引落可能税目／  
▶市県民税（普通徴収分）▶軽自動車税▶固定資産税▶国民健康保険税▶後期高齢者医療保険料
- お取り扱い金融機関／  
▶秋田銀行▶北都銀行▶羽後信用金庫▶東北労働金庫▶秋田おばこ農協▶ゆうちょ銀行（郵便局）

『申告に来たついでに』『申告の待ち時間に』ぜひご登録ください。

**受付番号札を配布します**  
8時15分から番号札を配布します。「午前の部」の番号札がなくなり次第、「午後の部」の番号札を配布します。  
※先着順で配布することをご了承願います。  
※12時から13時までは申告相談を実施しません。

受付日時	1 実施しません	2 実施しません	3 実施しません	4 9:00から 14:30まで 田沢地区全域 田沢交流センター	5 8:45から 15:30まで 生保内地区全域 田沢湖総合開発センター	6 8:45から 15:30まで 神代地区全域 就業改善センター	7 実施しません
対象地区							
相談会場							
午前制限人数	70人	90人	75人	75人	90人	85人	
午後制限人数	50人	60人	75人	—	80人	85人	
受付日時	8 8:45から 15:30まで 生保内地区全域 田沢湖総合開発センター	9 8:45から 15:30まで 神代地区全域 就業改善センター	10 8:45から 11:45まで 生保内地区全域 田沢湖総合開発センター	11 実施しません	12 8:45から 15:30まで 神代地区全域 就業改善センター	13 8:45から 15:30まで 神代地区全域 就業改善センター	14 実施しません
対象地区							
相談会場							
午前制限人数	100人	85人	50人	—	85人	85人	
午後制限人数	80人	65人	—		80人	75人	
受付日時	15 実施しません	16 8:45から 15:30まで 神代地区全域 就業改善センター	17 8:45から 11:45まで 神代地区全域 就業改善センター	18 9:00から 15:30まで 桧木内地区全域 桧木内地区公民館	19 9:00から 11:45まで 桧木内地区全域 桧木内地区公民館	20 実施しません	21 実施しません
対象地区							
相談会場							
午前制限人数	85人	60人	70人	70人	60人	—	
午後制限人数	70人	—	70人	70人	—		
受付日時	22 実施しません	23 実施しません	24 実施しません	25 9:00から 14:00まで 上桧木内地区全域 山鳩館	26 8:45から 15:30まで 西明寺地区全域 西木総合開発センター	27 8:45から 15:30まで 西明寺地区全域 西木総合開発センター	28 実施しません
対象地区							
相談会場							
午前制限人数	60人	20人	—	60人	100人	100人	
午後制限人数	20人	—		20人	85人	70人	